

1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 伊方発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、伊方発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機及び3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している場合、UPZ内の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、他号機においても発災している場合には、他号機に係るPAZとしての防護措置を優先することとなる。

<1号機における原子力災害対策重点区域>



<概ね5km圏内>

UPZ (緊急防護措置を準備する区域) : Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

1町（伊方町）住民数：4,888人*

UPZ内地域	想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
伊方町	4,888人	171人

*人口:令和2年4月1日現在